

調査
検査

\ 利用者の安全のために / 定期報告で 建築物の危険チェック!

建築物等の所有者・管理者は
有資格者による調査・検査の定期的な
結果報告が法律により義務*付けられています

※定期報告制度

建築物等を良好な状態に維持することを目的として、建築基準法第12条第1項及び第3項において規定されている制度

見落としやすい
危険もチェック!

昇降機等 検査

エレベーターや
エスカレーターなどを
検査

特定建築物 調査

建築物の外壁や
基礎などを調査

防火設備 検査

防火扉や防火シャッター
などを検査

建築設備 検査

換気設備、排煙設備、
非常用の照明装置を
検査



建築物等の不具合は、日常ではわからない場合があります。いざというときに事故につながることも

「定期報告」の流れ

適切な維持管理を
継続しましょう！



建築物等の所有者・管理者は利用する方の安全を守る責任があります

例えば、こんな障害・事故が起こる危険性が…

災害時、非常用照明の不点灯

避難に
障害が発生



▶ 非常用の照明装置の点検を実施してください

ビルの外壁材が落下

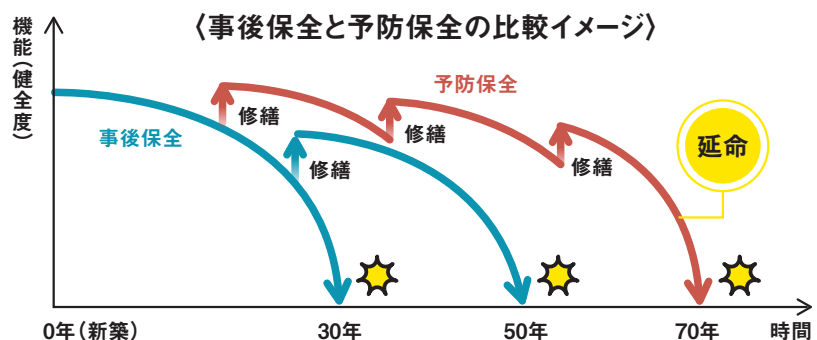
通行人に
ぶつかる
死亡事故



▶ 外壁全面打診調査を実施してください

定期的な点検と維持管理は、経費削減にもつながります

事後保全	施設の機能に不都合が生じてから修繕等を行うこと
予防保全	施設の機能に不都合が発生する前に対応を講じること



予防保全により建物の「長寿命化」と維持管理にかかる「トータルコストの縮減」が実現

「定期報告制度」の
対象が迷った時は



横浜市 ホームページ
「定期報告制度」について



【お問合せ】横浜市建築局建築指導課

建築物、建築設備、防火設備の
定期報告について(建築安全担当)

TEL 045-671-4539

定期調査・検査報告書の
提出について(定期報告受付窓口)

TEL 045-671-4541